

## 地域の課題に取り組む ～島原半島西側地域唯一の法律事務所の挑戦～

法テラス雲仙法律事務所



長崎県弁護士会会員

村林 尚孝

Murabayashi, Naotaka

### 1 はじめに

中心には雲仙普賢岳・平成新山、その周辺には多数の温泉、(世界遺産に登録された)原城跡、諫早湾干拓堤防など、多くの観光資源がある島原半島。半島内を管轄する裁判所は長崎地方裁判所島原支部で、同支部は、島原半島の東側(有明海・熊本県側)にあります。他方、法テラス雲仙事務所は、島原半島の西側(橘湾・長崎市側)に位置しており、裁判所との距離は自家用車で約1時間、峠を越えるか、山を迂回するか、というルートとなります。

このような地理的状況もあり、島原半島の西側には当事務所以外に法律事務所はありません。2017年1月の赴任から2019年10月14日までは私1名で、以降は新たに赴任された山田耕一郎弁護士と2名で、地域内唯一の法律事務所として、地域のニーズに対応しております。本稿では、このような地域内唯一の法律事務所の弁護士がど

のような業務を行っているのか、その一端をご紹介します。

### 2 刑事…365日当番・国選待機

島原半島西側地域には私(たち)以外に弁護士がいないため、地域内の当番・国選の名簿には、当事務所の弁護士以外、登録されておられません。1日につき2名待機する名簿になっているため、「365日、毎日、当番・国選待機日」となっています。今でもこのような地域が存在することに驚かれる方も多いのではないでしょうか。

(幸い?) 刑事事件数は多くなく、毎年十数件(人単位)程度の受任となっておりますが、その中には裁判員裁判対象事件もありますし、数日の間に3～4件の逮捕・勾留が連続することもあります。「いつ、どのような事件が、何件入ってくるかわからない」という状態が毎日続くことは、それなりの負担となります。また、準抗告・保釈等の申立ては裁判所まで原本を持参しなければならない、拘置(支)所に移送されると接見に片道1～2時間と、地理的な負担も少なくありません。そのため負担を理由に手を抜くことがないよう、常に意識して活動をしています。特に準抗告は、私は九州弁護士会連合会刑事弁護連絡協議会の委員として準抗告運動を企画・運

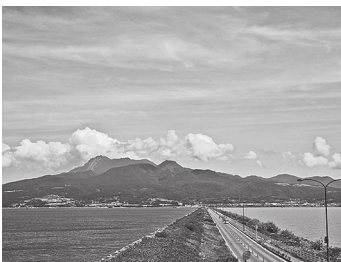
営する立場でもあるため、積極的に取り組んでおります。

### 3 民事…後見等事件が特に多い事務所

「365日当番・国選待機」のインパクトが大きいため刑事を先に紹介させていただきましたが、当事務所の実際の業務は、民事事件(家事・債務整理等を含む。以下同じ)が8～9割を占めています。例えば、民事事件の相談件数は毎年約250件、2名体制となった以降は、さらに増加傾向にあります。人口約12.5万人の半島の西半分には事務所が一つだけという状況のため、相談予約は次々と入ります。

このように、相当な事件数のある当事務所ですが、特に成年後見事件の多さは、大きな特徴となっています。私は、68期、弁護士5年目ですが、後見等申立ての受任、後見人等への就任の経験は、いずれも30件程度あり、(特に統計等を参照したわけではありませんが)同世代の弁護士の中では、相当、受任件数の多い弁護士であると思われます。成年後見事件が多いのは、地域の高齢化がかなり進んでいること、地域内に障がい者施設が多く点在すること等の理由によります。

さて、今後も成年後見等事件の増加が見込まれるところ、当事



諫早湾干拓堤防から見た雲仙岳

務所の事務処理能力には限界があります。そのため、私は、赴任直後から、法人後見事業の立ち上げ、成年後見中核機関の整備が必要と各種会議で話すようにしていました。しばらくの間成果はありませんでしたが、会議に出る度に(しつこく?)主張を続けた結果、2019年4月に島原市(裁判所支部が所在する市)で成年後見制度利用促進基本計画策定準備委員会が、2019年10月に雲仙市(当事務所が所在する市)社会福祉協議会で法人後見事業準備委員会が、それぞれ立ち上がり、私は両委員会とも副委員長を拝命しました。これらの委員会では、弁護士会・裁判所・法テラス等の各種制度の説明を行う、作成された規則案の手直しを行う、担当者からの各種質問に答えるなど、法律専門家として委員会の内外で積極的に活動をしております。これらの結果、2020年4月から島原市で島原市権利擁護センター(島原市成年後見制度利用促進指定中核機関)の業務が始まり、2020年6月から雲仙市社会福祉協議会が法人後見の受任を開始するなど、環境が整備されつつあります。

「私が主導して立ち上げました!」といった華々しい活躍はありませんが、私は、地域の数少ない法律専門職として、地道な活動を続け、少しずつではありますが、地域の課題の解決のお手伝いをさせていただいております。

#### 4 連携活動…出口支援

当事務所は、他の法テラス法律事務所と同様、行政・福祉機関・病院等、関連機関との連携活動にも取り組んでいます。その中でも特徴的なものが「出口支援」に関するものです。

雲仙市内には、元被疑者・被告

人、刑務所出所者(特に触法障がい者・高齢者)の社会復帰を支援する、社会福祉法人南高愛隣会が運営をする指定更生保護施設「雲仙・虹」があります。当事務所は、以前から、同施設や同じ法人が運営する長崎県地域生活定着支援センターとつながりがあり、刑務所出所者等が抱える課題の解決に取り組んでいます。刑事事件の背景に借金、金銭管理の問題、家族問題等を抱える方は多く、日常生活の支援等を南高愛隣会の各施設等で、法律問題の解決を当事務所で、それぞれ担当し、刑務所出所者等の社会復帰を支援しています。今では、各担当者と当事務所の関係も長くなり、お互いの役割分担もかなりスムーズになりました。

このような連携活動も、当事務所の重要な役割の一つと考え、積極的に取り組んでおります。

#### 5 おわりに

「ゼロ・ワン地域は(ほぼ)なくなり、司法過疎の問題は解消した。」という意見を聞くことができます。しかし、裁判所支部の周辺に法律事務所が存在するというだけでは、その地域内の弁護士の

需要を賄えているとはいえないでしょう。当事務所の所在する島原半島西側地域は、その典型例かと思われま

す。本来は1人の弁護士が継続的に地域の課題解決に関与し続けることができればよいのですが、採算の問題、利益相反等から独立開業もなかなか難しい地域です。そのような地域の中で、赴任をした各スタッフ弁護士がその任期の中でできる限りの活動をしてきた結果、少しずつではありますが、弁護士の存在が認知され、地域の課題解決に役立てるようになってきているのではないかと感じています。

本稿を通じ、弁護士の少ない地域にも、このような地道な活動をしている弁護士が存在するということを知っていただけたら幸いです。



事務所前の橋湾に沈む夕日

#### さすが村林さん!

村林さんの養成期間中の印象は、とにかく仕事ができる、ということです。仕事が早いだけでなく、調査力・集中力・持続力も大したものでした。2人で受任していた事件の本人尋問では、法廷に響く朗々たる声で、落ち着いた尋問をやりきったので、私は本当に驚きました。

村林さんが雲仙に赴任した年、私たち夫婦は村林さんを訪ねました。遠い雲仙で村林さんがどんなふうに仕事をしているのか、少しだけ不安だったのですが、村林さんは、しっかりと雲仙に根付いていました。事件の多さを嘆くのではなく、法人後見事業立ち上げの夢を語ってくれました。そして、これを根気よく実現したのには、「さすが村林さん!」と誇らしい思いで一杯になりました。

From 小谷 寛子(大阪弁護士会会員)